

# 会費・寄付のお支払いに関するお知らせ

## 1 窓口での振込なら手数料がかかりません

郵便局の窓口で振り込んでいただければ、手数料が免除されます。

なお、窓口では「手数料免除の振込」であることをお伝えください。

【口座番号】 00170-6-43998

【口座名義】 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

- ・この口座は、**個人賛助会員の年会費を含む寄付専用**です。
- ・ATMやネットバンキングなど、窓口以外での振込には手数料がかかります。

※その他の振り込みをご希望の場合

- ・三井住友銀行日比谷支店 (普) 3389663
- ・ゆうちょ銀行 〇一九店(ぜろいちきゅう店) (当) 0043998
- ・ATMの場合 [記号] 001706 [口座番号] 0043998

## 2 領収書は、ご希望の方に発行します

口座番号等が印刷済みの郵便局払込取扱票の場合は、「領収書・要」に○印を、郵便局に設置されている払込票をご使用の場合は、「領収書希望」と明記の上、領収書に記載する氏名・住所、連絡先電話番号をお書きください。その他銀行からの振り込みの場合は、別途 FAX かメールで領収書希望の旨とご住所と氏名表記をお知らせください。

- ・当協会への、個人賛助会員の年会費を含む寄付は税金優遇措置の対象となります。手続きには、当協会が発行した所定の領収書が必要です。  
(裏面をご参照ください)

お問い合わせ 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会  
電話 03-5979-8031 FAX 03-5979-8032  
メール office@ntrust.or.jp

(参考)

## ご寄付に関する税金優遇措置について

(公社)日本ナショナル・トラスト協会は、公益社団法人（特定公益増進法人に該当）の認定を受けています。

このため、当協会へのご寄付（賛助会員年会費を含む）は、所得税、一部自治体の個人住民税について、税制上の優遇措置の対象となります。

確定申告の際には当協会が発行した領収書を添付してください。

所得税 については、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらかをご選択いただけます。

### ◎所得控除

**寄付金の合計額－2,000 円 が、所得金額から控除されます。**

$(\text{所得金額} - (\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円})) \times \text{各自の税率} = \text{控除後の税額}$

### ◎税額控除

**(寄付金合計額－2,000 円) × 40% の額が、直接、税額から控除されます。**

$\text{税額} - ((\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%) = \text{控除後の税額}$

- ・税金優遇措置の対象となるのは、寄付合計額がその年の総所得金額の40%までの場合です。
- ・税額控除の場合、控除額はその年の所得税額の25%が上限です。
- ・一般的には税額控除のほうが還付額が大きくなりますが、所得と寄付金の額によっては、所得控除のほうが還付額が大きくなる場合があります。

**詳しくは最寄りの税務署にご相談ください**

個人住民税 については、

当協会への寄付が条例指定対象寄付金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、寄付に係る所得税の確定申告の手続きをすれば自動的に、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

※東京都、東京都豊島区など。